



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3464 号 2017.1.16 発行

### 発達障害の子どもの支援計画 半数余の学校など未作成

NHK ニュース 2017年1月16日

コミュニケーションがうまくとれないなど、発達障害のある子どもへの支援の現状について、総務省が初めて全国の学校や保育所の抽出調査を行った結果、学習指導要領などで定められた、子ども一人一人に対する支援計画が半数余りで作成されておらず、十分な支援が行われていない実態が明らかになりました。

発達障害は、コミュニケーションがうまくとれなかったり、物事に集中できずじっとしていられなかったりする障害で、平成17年に支援の在り方を定めた発達障害者支援法が施行され、その3年後には、学習指導要領などで、学校側が子ども一人一人に対する長期的な支援計画を作成することが定められました。

総務省行政評価局は、法律の施行から10年となったおとし、19の都道府県の合わせて116の学校や保育所などを抽出して、支援の現状について初めて調査を行いました。その結果、半数余りで支援計画が作成されておらず、十分な支援が行われていない実態が明らかになりました。

支援計画は、学校が子どもや保護者と話し合いながら、支援の方針を具体的に決めたり見直したりするもので、進学や転校の際には次の学校に引き継がれますが、調査では、計画がなく、継続的な支援が受けられなかったことで、いじめや不登校につながったと見られるケースもあったということです。

背景には、学校現場で計画の重要性についての理解が進んでいないことなどがあるということで、総務省は今週中にも文部科学省や厚生労働省に対し、取り組み状況を改善するよう勧告する方針です。

#### 「多様性を認めた支援を」

千葉県浦安市の中学3年生、野中宏太郎さんは、小学2年生のときに学習障害などの発達障害と診断されました。

授業のノートをとるのが苦手なほか、物事に集中できないという障害もあり、授業中、担任や同級生とコミュニケーションがとれずに、パニックになったこともあったということです。

母親の美保さんは、支援を求めて何度も小学校に足を運び、相談を繰り返しましたが、障害についてなかなか理解してもらえず、クラスで孤立する状況は変わらなかったと言います。

美保さんによりますと、宏太郎さんの支援計画について小学校から説明を受けたことはなく、話し合いの場が設けられたこともなかったということです。

また、中学校に進学した際には、障害についての引き継ぎも十分に行われていなかったということです。

宏太郎さんは「友達にからかわれたり先生に怒られたりして、自分は困った問題児なんだと思っていました。『学校がすべてじゃない』と自分に言い聞かせていましたが、心の中ではずっと『居場所が欲しい』と思っていました」と振り返りました。

その後、中学校では、障害について担任と話す機会が少しずつ増えているということで、宏太郎さんは「視力がない人が眼鏡を掛けたり、足のない人が義足を履くように、僕たちの特徴は個性の延長線上にあると思っています。僕のような特徴を持った子どもたちはたくさんいます。画一的な学校生活という『同じ箱』に詰め込もうとするのではなく、一人一人が置かれている状況に目を向け、多様性を認めた支援を考えてほしいです」と話しています。

また母親の美保さんは「子どもにどのような進路や支援があるのかを知りたかったが、具体的な支援の方針が見えない中、時間だけが経過しました。学校も保護者も、子どもの未来を真剣に考えたいという気持ちは同じだと思うので、もっと情報共有できる場を設ければ、子どもを責めることなく、将来の道を開くことができると思います。具体的な支援の方法と一緒に考えてほしいです」と話しています。

### 専門家「国の方向性漠然 教師も戸惑い」

発達障害の子どもへの支援活動に取り組む、東京大学先端科学技術研究センターの中邑賢龍教授は、「教師と保護者が、指導方法や進路、それに子どもの悩みなどを共有し、議論するためにも、支援計画は必要だ。しかし、発達障害の特徴は幅広く、現場の教師もどう支援していいのかわかっているのではないかと悩んでいる。また、どのように支援計画を立てるのか、国の方向性も漠然としていて、戸惑っている教師もいる」と指摘しています。

そのうえで、「学校での対応に限界があるというのであれば、大学やNPOなどと連携して、子どもを支援する体制作りを進めるべきではないか。さらに、地域全体で子どもたちを支援して、発達障害の子どもたちがそれぞれの特徴に合わせて自由に学べる仕組み、教育の多様性を実現しなければいけない」と述べました。

## 家族、仲間と輝いて20年 スペシャルオリンピックス日本・石川



中日新聞 2017年1月16日

談笑する親メンバーの中野ひとみさん（右から3人目）、大浜美映子さん（同2人目）、松本麻由さん（右）ら＝金沢市内で

### 知的障害者のスポーツ支援

知的障害者のスポーツ体験を支援しているNPO法人「スペシャルオリンピックス日本・石川」（金沢市）が、設立二十周年を迎えた。本人、家族、ボランティアが支え合って重ねた年月。「活動は、生活そのもの」。関わる人みんな、スポーツで人生が豊かにな

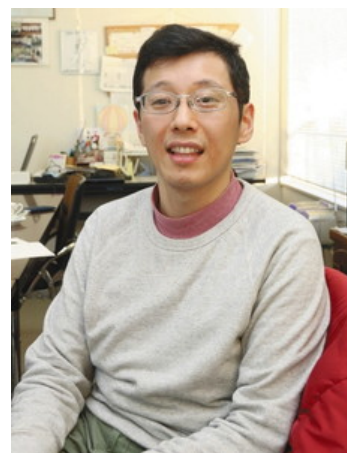
なった。（日下部弘太）

スペシャルオリンピックス（SO）は米国で始まり、日本では熊本が先駆け。石川は一九九六年七月、全国で九番目にできた。「本当はもっと早いはずだった」と創立時からのメンバー、中野ひとみさん（69）＝金沢市。一度は挫折したが、親や指導者はあきらめず、設立にこぎ着けた。

SOは、知的障害者に日常のスポーツ練習と成果発表の競技会を提供する活動。本人たち選手を「アスリート」と呼び、家族やボランティアが支える。

設立したものの、事務所すらない。初めは中野さんの親戚の空き家を借りた。運営に不可欠なボランティアは、市職員だった初代の事務局長、故前平邦彦さんが金沢ボランティア大学校に声を掛け、確保した。

「活動を通して人間としても成長できた」と語るアスリート委員長の赤星太郎さん＝金沢市内で  
陸上、水泳など五競技で始まり、今では十四競技に。アスリートも五十五人から九十人



に増えた。二〇〇五年に長野で開かれた世界大会をはじめ、多くの大会に参加してきた。

アスリートは知的障害に加え、自閉症があることも多い。「最初は体育館にも入れなかった」。松本麻由さん（48）＝同市＝が、長男祥尚さん（22）の小さいころを振り返る。それでも、時間をかけて少しずつ上達していく。顔を水に付けられるようになる、ボールをパスできるようになる。「思わぬところで光りだしたりするんです」と中野さん。

スポーツをする子どもの姿に親が喜び、そんな親を見て子どもも伸び伸びできる好循環。親子とも、かけがえのない仲間もできた。親が集まると、思い出話にいつまでも花が咲く。

ボランティアの大浜美映子さん（67）＝同市＝は「私も励まされることがたくさんあった」。資金やボランティアの不足、学生コーチが就職とともに離れてしまうこと…。設立時の課題は今もある。「支援してくれる会社が増えたら」と大浜さん。

活動を長く続けていくことがメンバー共通の願いだ。アスリート委員長の赤星太郎さん（36）＝同市＝が力強く語る。「たくさんの人に出会い、友達もできた。これからもやっていきます」

スペシャルオリンピックス 1968年、米国でジョン・F・ケネディ大統領の妹、ユニス・シュライバーさんが設立。日本では93年に熊本で地方組織ができ、翌年、国内本部にあたる「スペシャルオリンピックス日本」が設立された。名前が複数形になっているのは、日常の練習から世界大会までさまざまな活動が行われていることを指す。現在の理事長は有森裕子さん。

## <大人って... 18歳成人の課題> 児童養護施設出身者と考える（上）

東京新聞 2017年1月14日

成人年齢が引き下がると「生活の場を自分で選べる」と話す川瀬信一さん＝千葉市で



かつて非行に走ったり、罪を犯したりした子どもたちに社会科学を教える、県内の児童自立支援施設教諭の川瀬信一さん（28）は、実家を出て一人暮らしを始めたときのことを今も覚えている。

母親から身体的虐待やネグレクト（育児放棄）を受けてきた川瀬さん。物心付いたときから、川瀬さんの実家はごみであふれていた。浴槽もごみで使えず、銭湯に通った。積み上がったごみの上に布団を敷いて寝た。

中学一年から高校卒業まで、里親の元や児童養護施設などを転々とした。高校卒業と同時に児童養護施設を退所し、父親が一人で暮らす実家に戻った。だが、母親が実家に戻ってきたため、児童相談所（児相）を頼り、アパートで一人暮らしを始めた。十八歳の時だった。

民法では、二十歳未満は親の同意なしにアパートの賃貸契約を結ぶことができない。一方で、児童福祉法は、児童を原則十八歳未満と規定。例外的に二十歳まで延長できるケースもあるが、児童養護施設で暮らすことができるのは、原則十八歳未満に制限される。

このため、高校を卒業後に児童養護施設を退所し、親を頼ることができない十八歳と十九歳の若者は、暮らす場所を見つけることが困難な状況に追い込まれている。

川瀬さんはおじ、おばに保証人を頼んでアパートを借りることができ、児相職員に引っ越しを手伝ってもらった。アルバイトで稼いだ貯金や奨学金を利用し、千葉大、同大学院に進学し、教員免許を取った。「児相職員やおじ、おばなど信頼できる人がいた。私はレアケース」と振り返る。

政府は早ければ通常国会に、民法の成人年齢を二十歳から十八歳に引き下げる改正法案を提出する見通しだ。川瀬さんは「心理的、物理的に親から自立したい子どもが、生活の場を自分で決められる」と期待する。

一方で「十八歳とはいえ、すぐには自立できず失敗もする。生活保護申請と一緒に行ってくれたり、就労支援の相談に乗ってもらうなど、頼れる場がもっと増えると良い」と話す。

親の虐待や貧困などで行き場のない十五～二十歳未満が自立を目指す自立援助ホームを巡っては、昨年五月の児童福祉法改正で、今年四月からは大学などに進学している場合には、二十二歳の年度末まで利用できるようになる。

自立援助ホームのNPO法人「子どもセンター帆希（ほまれ）」（千葉市）理事長で千葉大大学院の後藤弘子教授は成人年齢の引き下げについて「病院の入退院や進学など、親の同意がなくても子どもができることが増える」と語る。その上で「施設を出た後も、子どもたちが戻れる居場所や、本来なら親がする生活支援などのサポートは、引き続き必要だ」と強調した。

児童養護施設出身の二人は、民法の十八歳成人をどう受け止めるのか。二回に分けて紹介します。（黒藪香織）

＜児童養護施設＞ 親がいなかったり、虐待や経済的理由、病気などで親が育てることが難しい原則18歳未満の子どもを受け入れる施設。厚生労働省によると、2015年10月1日現在、全国に602カ所あり、2万7828人が暮らす。進学をする子どもで、両親を頼れずに住む場所がない場合は、児童相談所が認めれば、児童福祉法では20歳を迎えるまで施設で暮らすことはできる。

#### ＜大人って... 18歳成人の課題＞ 児童養護施設出身者と考える（下）

東京新聞 2017年1月15日

「悩みを話せたことが良かった」と県若人自立支援機構のマンションで暮らした経験を振り返る山本美咲さん＝横浜市内で

横浜市の保育士山本美咲さん（22）は、児童養護施設を退所した十八歳から二年間、千葉市内のマンションで暮らした。保証人不要で家電付き、家賃は月二万五千元。千葉県内の児童養護施設などをつくる県若人自立支援機構（千葉市）が施設出身者だけに貸し出しているマンションだった。

山本さんは、五歳から高校卒業まで千葉県内の児童養護施設で暮らした。アルバイトなどで貯金をため、奨学金を借り、高校卒業後は、千葉県内の保育の専門学校へ進学を決めた。

施設からは、十八歳以上でも学生であれば施設で住み続けられると勧められたが、山本さんは高校卒業と同時に退所した。「虐待される子どもは増えていて、私が残ると新たに施設に入りたい子が入れない。出るしかないと思った」

高校卒業とともに児童養護施設を退所した十八歳の若者は、二十歳成人を迎えるまでの二年間、何らかの事情で親を頼ることができない場合、「無権利状態」に陥る。アパートや携帯電話などの契約には、保証人が必要。住み込みの仕事を選んだり、寮付きの学校を受験したりと就職や進学の実選択肢が限られているのが現状だ。

県若人自立支援機構の関係者は、施設出身の若者が二十歳の成人を迎えるまでの二年間で住む場所をなくすと、社会から「転落」する可能性が高いと指摘する。ホームレスになったり、家を借りられない弱みを握られ、風俗などのサービス業で働くケースを耳にするという。

山本さんは、二年間暮らしたマンションの家賃を毎月、県若人自立支援機構専務理事の水鳥川（みどりかわ）洋子さん（67）に手渡しした。水鳥川さんは元児童相談所長。マンション近くのすし店で一緒に夕飯を食べながら毎月、学校の間人関係の悩みや実習先や就職後の家探しなどの相談に乗ってもらった。



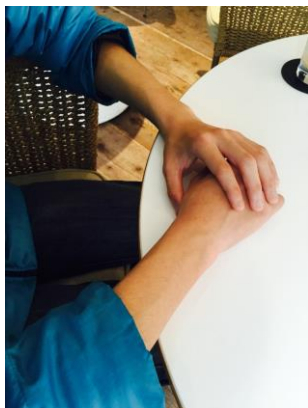
山本さんは「金銭的に助かっただけでなく、学校やプライベートの悩みも話せたことが大きかった。私が施設出身だと知っている水鳥川さんだから、安心して話せた」と振り返る。

支援機構のメンバーで房総双葉学園（千葉市）の小木曾宏施設長（62）は、民法の成人年齢を二十歳から十八歳に引き下げる法改正について、施設出身者が自らの判断で、一人暮らしの家を借りられるとして「一歩前進」と捉える。

一方で、成人の自覚を子どもたちに伝える難しさを課題に上げる。「家賃を滞納すれば、借金を本人が背負う。施設にいる間に、十八歳で責任が問われることを伝えられるか」と不安そうに話す。

二〇一五年四月から保育士として働き始めた山本さんは、成人年齢引き下げで十八歳、十九歳の若者が親の同意なしに家の契約を結べるようになったとしても、課題は残ると言う。「施設出身者は人間関係が下手で、就職しても最初の職場を辞めることが多い。職を失って収入がなくなれば、借りた家も追い出されてしまう」（黒藪香織）

<千葉県若人自立支援機構> 県内で児童養護施設などを運営する7法人が2011年に発足した協同組合。各法人の出資金などを元手に、低家賃マンションの貸し出しや、運転免許の取得費など資金の貸し付け、弁護士による法律相談などの事業を行う。対象は機構に加盟する法人が運営する施設出身者。4人がマンションを利用し、9人に資金を貸し付けた。



**虐待児、長引く一時保護 都市部定員超え、面接室で寝起き／法定「2カ月まで」1年半超す例も** 毎日新聞 2017年1月16日  
「(一時保護所から)いつ出られるのか、入所が長くなると不安になった」と話す男子高校生=東京都内で

児童相談所が虐待を受けた子らを預かる一時保護で、法定の2カ月を超え長期滞在する例が続出しているため、厚生労働省は歯止めをかける対策を検討し始めた。毎日新聞の全国調査でも1年半以上滞在した例がわかり、長期化が顕著だ。原因は虐待の増加と、里親や児童養護施設など一時保護所を出た後の受け皿不足。専門家は、ケアの必要な子を育てる社会的な体制整備が必要だと指摘している。【上東麻子】

#### 京町音楽祭 障害者、大学生が交流 楽器作りなど 高知 /高知



毎日新聞 2017年1月15日  
マラカス作りを楽しむ参加者ら=高知市で、松原由佳撮影

障害者らと大学生が楽器制作や演奏会を通じて交流するイベント「新春！京町音楽祭」が14日、高知市の京町商店街であった。障害者らの街での活動を支援するNPO法人の拠点「タウンモビリティステーション ふくねこ」の利用者や大学生らが、オリジナルのマラカス作りや演奏などを楽しんだ。

障害者らのバリアフリーを進める、高知大の学生団体「コンパス」（岩瀬誠司代表）が主催。

損保ジャパンが社会福祉法人の役員向け賠償保険の販売開始 産経新聞 2017年1月16日

損害保険ジャパン日本興亜が、保育園や福祉施設などの運営主体となる社会福祉法人の役員を対象とした「賠償責任保険」の販売を始めたことが15日、分かった。4月に施行される改正社会福祉法で、法人役員に対する損害賠償責任が明記されることに対応したもので、保険業界では初めて。初年度に2千件の契約を目指す。

賠償責任保険は、民間企業などの役員が、自身の業務に関連して訴えられた際、弁護士費用や賠償金などをカバーする保険。

現行の社会福祉法では、社会福祉法人の役員に対する損害賠償請求規定は明記されていない。だが改正社会福祉法では、事業運営の透明性確保や組織のガバナンス強化などを目的に、法人役員に対する損害賠償責任が定められた。

改正法の施行により、商品を購入する外部業者の契約打ち切りをめぐるトラブルで、社会福祉法人の担当役員個人が訴えられるケースなどが想定される。訴訟費用などに充てる支払限度額は、保険料に応じて3千万～3億円の4段階を設ける。事業収入が5億円程度の社会福祉法人が支払限度額1億円の契約をした場合、保険料は年約8万3千円になるという。

損害保険ジャパン日本興亜は、改正法施行に先立ち保険商品を発売することで社会福祉法人の需要を取り込めると判断した。改正法施行に伴う訴訟の増加を恐れ、社会福祉法人の役員の引き受け手が減ることを防ぐ効果も期待できるという。



#### ポリ袋使い非常食調理 読売新聞 2017年01月16日 ポリ袋で非常食を作る参加者（西予市で）

◇西予 防災研修会で蒸しパンなど

阪神大震災を機に政府が定めた「防災とボランティアの日」（17日）を前に、西予市社会福祉協議会は15日、同市宇和町の市教育保健センターで防災研修会を開き、参加者がポリ袋を使って非常食を作った。

災害直後に調理器具が使えなくなることを想定し、楽しみながら災害に備え、地域に広げてもらおうと開いた。ボランティアや福祉施設の職員ら約35人が参加した。

宮城県を中心に活動する福祉・防災学習コーディネーターの菅原清香さん（31）を講師に、ポリ袋を使った蒸しパンとチキンライス、切り干し大根とツナのサラダを作った。蒸しパンは、ポリ袋にパンケーキ粉やバター、牛乳、卵などを入れて混ぜ、湯せんした。出来上がると全員で試食し、身近な食材を利用した献立も考えた。

福祉施設の管理栄養士宇都宮千江子さん（29）は「カセットコンロ一つあれば料理が出来、入所者にも安心してもらえる」と話した。



#### 働きやすい介護職場を認証 宮城県新制度

河北新報 2017年1月16日

宮城県庁＝2015年12月6日

介護関係や宮城県など18団体でつくる県介護人材確保協議会は、福利厚生や研修支援など働きやすい職場づくりに取り組む介護事業所の宣言・認証制度を始める。事業所からの申請に基づき施設名や内容を公表し、不足する介護人材の確保・定着と環境改善を促す。

認証制度の対象は、県内にある特別養護老人ホームや老人保健施設、デイサービスなど12種類、計2217の介護サービス事業所。

従業員の健康診断や資質向上のための研修など厚生労働省による六つの確認項目に加え、県が独自に定めた理念・ビジョンの明文化や給与表導入と職員への周知、仕事と育児・介護の両立支援など7項目の達成が条件となる。

13項目をクリアした事業所が協議会事務局に「みやぎ介護人材を育む取組宣言」として申請し、訪問調査による確認を経て認証される。協議会がホームページに事業所を掲載し、宣言・認証マークを配布する。

厚労省の試算によると、県内では団塊世代が75歳以上になる2025年には約1万4000人の介護職が不足する見込みで、人材確保が急務となっている。県長寿社会政策課は「職場の改善による底上げが必要。宣言・認証制度の導入で頑張る事業所をPRするとともに、働きやすい環境の整備につなげたい」と話す。

既に申請を受け付けており、募集期間は3月10日まで。連絡先はNPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ022(343)8565。

### 医療的ケア児が増加、受け皿は不足 仕事やめる家族も 池田良、山下剛 寺崎省子

朝日新聞 2017年1月16日

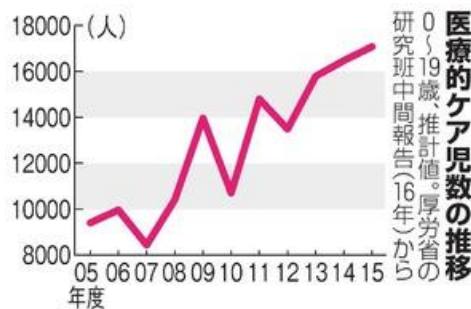


施設の夏祭り  
で、射的ゲームを楽しむ利用者の横田慶子さん（中央右）と長男の瑛君（3）。「大勢の人と触れあえて楽しか



った。『瑛が社会で生きている』。そんな実感が持てました」＝2016年8月30日、東京都世田谷区の「もみじの家」、池田良撮影

日常的に人工呼吸器やたんの吸引などの医療ケアが必要だが、自宅で暮らしている「医療的ケア児」。こうした子どもたちが増えている一方で、預けられる施設は少ない。「隠れた待機児童問題」とも呼ばれる現状を解決するため、受け皿づくりが始まっている。



昨年4月に首都圏初の子どもホスピスとして開設された「もみじの家」は、国立成育医療研究センター（東京都世田谷区）にある。終末期に限らず、難病でも病状が安定している子どもたちと家族が一時的に自宅外で休息できる施設だ。昨年未までに延べ225人の子どもが過ごし、登録者は毎月増えている。

東京都調布市の茅野（ちの）多実さん（41）は11月下旬、次男の勝実君（5）と利用した。生後4カ月のとき難病で気管切開し、人工呼吸器などで命をつなぎとめている。自宅で療養中だが寝たきりで、床ずれ防止で2時間置きに体の向きを変えなければならない。

介護のためにまとまった睡眠が取りづらい茅野さんだが、この日はいつもより多く眠れた。「体が休まったし、息子と外に出て社会にも触れられた。心の休息にもなりました」。厚生労働省の15年度の調査では、主な介護者の睡眠時間は平均5・6時間で、24・4%は断続的に睡眠を取っているという。

## 社説：震災と自治体 備えを進化させよう

朝日新聞 2017年1月16日

6千人以上が亡くなった阪神・淡路大震災が起きて、17日で22年になる。

追悼行事は2年前の半分に減った。被災地では区画整理が進み、震災を知らない転入者が増えている。神戸市では職員の52%が震災後の入庁で、災害対応の未経験者が半数を超えた。あの体験を語り継ぎ、風化を防ぐとりくみが必要だ。

兵庫県は今年4月、県立大学の大学院に「減災復興政策研究科」を立ちあげる。災害ボランティアや産業復興などを学問として体系化し、若い世代に伝承する。被災地の大学らしい試みだ。行政の膨大な経験の蓄積を、役立つ知識と防災意識の向上に結びつけてほしい。災害は発生時間帯や場所などによって、思わぬ被害を拡大させる。新たな知見を採り入れて備えを進化させることも不可欠だ。とりわけ緊急時に情報が集積する自治体の責任は重い。

昨年4月に起きた熊本地震の被災地に、兵庫県内の市町村からは約1200人の職員が応援に行った。中でも神戸市は約600人を派遣。その半数は阪神大震災後に入った世代だ。同市は派遣職員に、実際に役立った知識や、課題と感じたことなどを整理させている。

「建物の危険度判定には、画像を複数で共有できるスマートフォンが有効だった」「同じ自治体を続けて支援する方が指揮系統の混乱が少ない」

実際の支援で培ったノウハウは、22年前に先輩たちが得た教訓に新たな項目として加わろう。繰り返す災害を厚みのある防災力につなげてほしい。

昨年起きた熊本や鳥取の地震では、庁舎が激しく被災して、自治体が防災拠点として機能しなくなる問題が浮かんできた。

熊本では5市町で庁舎が使用不能となり、窓口業務が混乱した。鳥取県倉吉市では窓ガラスが散乱し、別の場所に対策本部を置いた。この問題は、28市町村の本庁舎が被災した東日本大震災でも指摘されていた。

まずは庁舎の耐震化を進める。同時に業務を途切れさせないように、バックアップ庁舎の確保や、職員のための水や食料を準備するなど、「業務継続計画」(BCP)と呼ばれるプラン作りを急ぐべきだ。

現状では市町村の策定率は約4割にとどまる。むろん「作って終わり」ではない。災害時をリアルに想定すれば、何が抜けているかも見えてこよう。

災害は社会の不意をついて起こるともいう。「想定外」を一つ一つつぶしていくことが、実効性のある減災への近道だ。

## 「手話マーク」と「筆談マーク」を作成 産経新聞 2017年1月16日



手話や筆談で対応できる窓口だと知らせるため、全日本ろうあ連盟(東京)が「手話マーク」と「筆談マーク」を作成した。同連盟によると、対応方法を示す記号などはこれまでなかった。「手話マーク」は5本指と輪っかで手話の動きを表現。「筆談マーク」は鉛筆を握り、紙に書き込むようなデザインで、筆談による対応ができることを表した。

聴覚障害のある人たちからは「一目で分かるマークがほしい」との要望が出ていたという。マークは同連盟のホームページから無償でダウンロードすることができる。役所や公共交通機関の窓口などで掲示が広まることを期待している。問い合わせは同連盟、(電)03・3268・8847。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

